

日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会 スーパービジョン契約書

_____（以下、SVE）と_____（以下、SVR）は、両者で行なうスーパービジョン(以下、SV)について、おのおの対等な立場でその内容を確認し、以下の通り契約を締結する。

1. 目的

このSVは、クライアントの福利の増進を目指し、社会福祉実践の質を担保する専門職の養成と専門職としての成長を目指すことを目的に実施されるものである。

2. 契約期間

【 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日 】

3. 実施形態（個人 or グループ SV）と方法（対面＜場所＞ or オンライン会議 方式）

_____SVを基本とし、_____方式で行うものとする。

4. 頻度および実施時間

原則として契約期間中 _____回、その時間は一回_____分とする。

5. 費用

一回につき、_____円で実施する。

6. 契約の解除

SVR、SVEのどちらかにSVの遂行困難な状況が発生した場合は、協議の上で期間の終了を待たずしてSV契約を解除することができる。

7. 守秘義務

SVRは本SVの中でSVEが語った内容等について、実施中はもとより、本契約終了後においても正当な理由なしに外部に漏らしてはならない。また、その内容を公表する際はSVEの同意を得るものとする。

以上

令和 _____年 _____月 _____日

SVR_____印

SVE_____印